就学奨励費について

1. 目的

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、特別支援学校に就学している 幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、負担 能力の程度に応じて、就学に必要な経費のいくつかについて、国と県が負担するもの です。

2. 支給区分

世帯の収入状況、世帯員数等により次の三段階に区分されます。

一段階	所得比率が 1.5 未満の世帯又は生活保護世帯	全額支給
二段階	所得比率が 1.5 以上 2.5 未満の世帯	半額支給 (一部全額支給)
三段階	所得比率が 2.5 以上の世帯	支給なし (一部支給あり)

※所得比率とは収入額を需要額で除したものです。

※支給内容については、次頁を参照してください。

3. 支給方法

銀行口座振込で、4月分から翌年3月分までを毎月または学期毎に(経費の限度額に達するまで)支給します。

なお、学校給食費、(寄宿舎)食費、教科書代、行事バス代、修学旅行費等業者へ直接 支払う場合もあります。

4. 個人情報の保護

就学奨励費の支給のために提出していただいた個人情報は、その目的のためにのみ 利用します。